

# 第1回

## 駿河台大学・流通経済大学 大学対抗 学生法律討論会

【参加大学】

駿河台大学 平山ゼミ



駿河台大学  
SURUGADAI UNIVERSITY

流通経済大学 隅谷ゼミ



日 時：2021年7月3日（土）13：00～  
場 所：Zoomにてオンライン開催（URLは別送）  
出題・審査：萩原 基裕（大東文化大学法学部教授）  
司 会：ゼミ担当者（平山陽一・隅谷史人）  
運 営：隅谷 史人

## 【ルールの概要】

### ◎事前準備

- ・各チームは、7月2日（金）18時までに、立論原稿をゼミ担当者まで送付する。立論データは、即日審査員および教員にのみ共有される。討論会当日の立論がこの立論原稿と実質的に異なる場合は、減点とする。

### ◎オンライン実施に関するルール

- ・当日はスーツを着用すること（クールビズ可）。
- ・開催中はZoomのカメラはオンにしておくこと。
- ・参加者はマイクをオフにしておくこと。ただし、立論・質疑応答中の当該立論者、質問中の当該質問者については、この限りでない。
- ・参加者はZoom上の名前の表記を「名前：大学名：〇班」とすること。  
（例：「平山陽一：駿河台大学：1班」のように表記）
- ・立論者はZoom上の名前の表記を「名前：大学名：〇班（論者）」とすること。  
（例：「平山陽一：駿河台大学：1班（論者）」のように表記）

### ◎各論者の報告内容

- ・各立論者は、あらかじめ与えられた問題に対して、立論および質疑を行う。
- ・審査員は、各立論者の立論および質疑への受け答えに対して、採点を行う。
- ・審査員は、各質問者に対して、採点を行う。

### ◎立論に関するルール

- ・立論時間は10分とする。これを超えた場合には、司会者は、立論をやめさせることができる。
- ・司会者の監督のもと立論開始後9分を経過した時点で、Zoomのチャット機能により通知する。
- ・立論者が立論をするにあたっては、その内容は、論旨の明快なものでなければならない。
- ・立論は口頭によって行うものとする。
- ・立論者が立論をする際には、レジュメ等を配布してはならない。ただし、司会者、審査員およびゼミ担当教員は、この限りでない。

### ◎質疑に関するルール

- ・立論終了後、5分間の質問考慮時間を設ける。
- ・質問考慮時間中は、グループごとで相談して質問を考慮して良いものとする。なお、質問について相談するにあたっては、グループごとにLINE等のツールを利用して行って良いものとする。

- ・質問時間は 20 分程度とする。質問の継続、打ち切り等の時間配分は、すべて司会者の裁量とする。
- ・質問形式は、自由質問とする。ただし、一人の質問者の一回あたりの質問時間は、おおむね 3 分を限度とする。
- ・出席者は、立論内容について自由に質問をすることができる。ただし、立論者と同じグループに所属する者からの質問は、認めない。
- ・司会者、審査員は、質問をすることができない。
- ・質問をしようとする者は、Zoom の「手を挙げる」ボタンを利用する。
- ・司会者は、可能な限り多様なゼミ生および学生から質問が出るように配慮した上で、質問をしようとする者に対して、質問の許可をすること。
- ・司会者より質問の許可を受けた者は、自らの所属（学科、学年など）と氏名を明瞭に述べた上で、立論者の立論内容に対して、質問をすること。
- ・立論者は、質問に対して答えなければならない。ただし、発言が聞き取れなかった場合にのみ、司会者に対して、質問者に再度質問をするよう求めることができる。
- ・立論者から再度質問をするよう求められた場合、司会者は、質問者に対し、再度明瞭に質問をするよう求めることができる。
- ・司会者から再度質問するよう求められた場合、質問者は、再度明瞭に質問をすること。

以上

※本討論会に関するお問い合わせは、隅谷（sumitani@rku.ac.jp）まで

問題 以下の事例を読み、問いに答えなさい

【事例】

16歳（高校中退、現在はアルバイト）であるX1は、祖父であるAから生前贈与として500万円の価値のある土地甲を譲り受け、登記の移転もした。この事実につき、X1の法定代理人である父X2および母X3は善意であった。X1は甲をもらったが自分にとっては不要であると考え、これを売却して金銭を得ようと考えた。しかしX2とX3には反対されるであろうし、自分一人で不動産業者と交渉するにせよ、両親の同意も得られていない未成年であることから交渉にさえ応じてもらえないかもしれないと考えた。そこで叔父であるB（30代）に頼み、Bに力添えをしてもらったうえで不動産業者に土地を売却しようと考えた。X1を昔から可愛がっていたBはX1の頼みを快く引き受けた。

X1とBは、Bの旧知でありX1とBの関係についても知っている、不動産業を営むYを訪れた。X1とBがYに対し、X1の所有となった甲をYに買ってもらいたいことを相談したところ、YはX1が未成年であることから契約の取消しリスクがあると考えて乗り気ではなかった。しかしBがYに対し、「約束は自分がしっかり守らせるし、契約を取り消すことがないようにX2とX3も説得する」と述べた。Bによるこの口添えもあり、最終的にはYはX1と甲の売買契約を締結することに同意した。甲の代金は500万円とされた。なお、契約を締結するに当たってX1はX2およびX3の同意を得ておらず、契約の締結についてX2らは善意である。

およそ1ヶ月後、代金の支払いや登記の移転など、売買契約に基づく互いの履行が終わった。そしてX1は支払われた500万円を手にしたとき、次のように考えた。「もしX2らに売買が露見し、X2らによって売買契約の取消しがなされた場合、500万円を返さなければならなくなってしまう。利益を現存させなければ自分のような未成年者は返還義務を免れると以前から聞いていたから、せっかくだからばれる前に使い切ってしまう」。そこでX1は手に入れた500万円を以下のように使用することにした。①欲しかったが高くて買えないでいた有名ブランドの衣服やアクセサリー類をたくさん買う（200万円）。②X1の楽しんでいるスマホゲームに課金する（200万円）。③全国からさまざまな高級食材・食品を通販で購入する（合計100万円。消費済み）。①から③はすべて実行され、500万円は使い尽くされた。

その後、X2およびX3はX1がAから甲の贈与を受けたこと、Bの仲介でYに甲を500万円で売却したこと、500万円を①から③の方法ですべて使い切ってしまったことを知るに至った。そこでX2らはX1とYの売買契約を取り消そうと考えている。

問1 X2らはX1とYの売買契約を取り消す意思表示をした。この取消しは有効か。検討しなさい。

問2 仮にX2らによる取消しが有効であるとして、X1はどの範囲で返還義務を負うか。検討しなさい。

(出題：大東文化大学教授 萩原基裕)